

**政府間化学物質安全性フォーラム (IFCS)**  
**第3回会合 (フォーラム III) の成果と**  
**日本の今後の貢献について**

内容：

- 1 - 1 IFCSとは
- 1 - 2 日本のIFCSへの参加について
- 1 - 3 IFCS 副議長ポスト (アジア太平洋地域代表ポスト) 取得後の日本の貢献について
  
- 2 - 1 IFCS 新ビューローメンバー及び新常任委員会メンバー
- 2 - 2 化学物質の安全性確保のための IFCS 優先行動勧告 2000～の骨格
- 2 - 3 IFCS / フォーラム III のその他のトピックス
- 2 - 4 Bahia 宣言の骨子
- 2 - 5 IFCS 副議長の地域における役割と責務
  
- 3 アジア太平洋地域代表としてのフォーラム IV に向けた方針と挑戦
- (1) 国内体制の整備 (案)
- (2) 地域運営体制の整備 (案)
- (3) IFCS 優先行動勧告 2000～に対する方針 (案)
- (4) フォーラム IV(2003年)までを目標に設定された優先行動事項への取組(案)

## 政府間化学物質安全性フォーラム（IFCS）第3回会合（フォーラムIII） の成果と日本の今後の貢献について

### 1 1 IFCSとは

国連環境開発会議（1992年、於：リオ）において採択された環境行動計画アジェンダ21の第19章（有害化学物質の適正管理と違法流通の防止）を実行するために、化学物質の安全管理に関する6つの具体的な行動目標を挙げて発足した国際的な政府間会合。全世界5地域から100ヶ国以上が参加しており、事務局は世界保健機関（WHO）に置かれている。フォーラムI（1994年、議長国：スウェーデン）、フォーラムII（1997年、議長国：カナダ）に続き、フォーラムIIIは、2000年10月14～20日、ブラジル国バイア州サルバドル市において開催された。

（図：化学物質安全性に係る国際体制の概要を参照）

### 1 - 2 日本のIFCSへの参加について

#### (1) IFCSにおける我が国のフォーカルポイント

日本（厚生省他関係省庁及び研究機関）は、フォーラムIから参加している。厚生省生活衛生局企画課生活化学安全対策室が日本のIFCSフォーカルポイントを務めてきたところである。

#### (2) 日本における会期間会合（ISG）の開催

フォーラム会期間には、ISGが開催されていた。第3回ISG会合（ISG-III）については、日本（厚生省）の主催にて、1998年、横浜にて開催された。

#### (3) 日本のフォーラム常任委員会（FSC）への参加

フォーラムII以降、FSCが設置され、アジア太平洋地域からはタイ及びシリアが当該委員国となっていたが、併せて、日本は、ISG-III開催国としての資格において、厚生省が当該委員国として参加してきたところである。

#### (4) IFCS第4会期ビューローへの日本の参加

2000年8月に韓国にて開催されたIFCSアジア太平洋地域会合で、日本は、次期IFCS副議長国への立候補を表明した。今回のフォーラムIIIにおいて、日本は、IFCS副議長国に選出され、フォーラムIV（2003年）までの3年間、ビューローメンバーとして、アジア太平洋地域の代表を務めることとなった。厚生省としては、他の関係省庁や関係機関と協調・協力して、地域代表としての責務を果たしていきたいと考えている。

### 1 - 3 IFCS副議長ポスト（アジア太平洋地域代表ポスト）取得後の日本の貢

## 献について

アジア太平洋地域諸国の要望が特に強かった下記の事項を優先して、同地域内の協力関係と支援を進めていく。

### (1) 情報交換システム

日本には、国立医薬品食品衛生研究所における地球規模化学物質情報ネットワーク(GINC)プロジェクトの実績から、GINCアジア計画が進行中である。これは、IFCSに参加しているアジア各国が協力して、GINCのアジア地域における実現をめざすものである。当該ネットワークにおいては、国際協力にて作成された各種情報の有効利用、各国の体制づくり、各国の化学物質の法規制と使用状況、化学物質による事故、健康被害事例、各種プロジェクト等に関する情報交換を目指している。このGINCネットワークのパートナーシップは、以下の各事項推進のtoolとなり得る。

### (2) キャパシティビルディング

GINCのネットワークシステムは、化学物質適正管理のためのキャパシティビルディングネットワークへの展開が期待されるところであり、(1)で示したマルチ情報の提供、及び支援国と被支援国のニーズのマッチング機能を追加して、更なる改良を行う。

### (3) 啓発・普及活動

GINCのパートナーとして、政府関係者、産業界、消費者団体や各種NGO、国際機関を交えることにより、幅広い視点からの各種啓発活動の支援を行う。

### (4) ナショナルプロファイル

GINCのパートナーシップを利用して、ナショナルプロファイルの作成支援を行うと同時に、アジア太平洋地域プロファイルの作成を率先し、これに基づいた、同地域における行動計画を提示する。

### (5) リスク評価とその方法

健康影響評価のノウハウを普及するとともに、各自国におけるデータ収集と評価システムの構築を支援する。これに併せて、弱者（小児、妊婦、高齢者など）のデータ収集とリスク評価を実施し、さらにアジア太平洋地域としての予

防原則のアプローチを確立する。また居住環境中化学物質のリスク評価について我が国の経験のinputを行う。

#### (6) 法規制の整備

行政サイドからの規制の在り方とその範囲、産業界又は消費者の取組みを支援及び促進する枠組、当事者全員が参加する政策決定の仕方など、様々な方法を紹介し、各国の事情を考慮した法制度の整備を支援する。

#### (7) 中毒管理センター

中毒管理センターについては、緊急措置と治療法、予後毒性等情報の活用など、その設置又は充実のための技術支援を行うと同時に、各国センター間のネットワーク構築を行い、アジア太平洋地域全域をカバーできる情報収集・還元体制を目指す。

## 2 - 1 IFCS新ビューローメンバー及び新常任委員会メンバー

	議長	副議長	常任委員会	次期フォーラム開催国	前議長
アジア太平洋	-	日本	中国、インド、韓国/PNG	タイ(フォーラムIV)	-
西欧その他	-	スウェーデン	オーストラリア、ドイツ、米国	-	カタール
中央・東欧	-	ハンガリー	ロシア、スロベニア	ハンガリー(フォーラムV)	-
アフリカ	-	セネガル	マダガスカル、ナイジェリア	-	-
カリブ・ラテンアメリカ	ブラジル	エクアドル	ホンジュラス、トリニダード・トバゴ	-	-

他、常任委員会には、IOMC、産業NGO、科学NGO、消費者NGO、労働NGOからそれぞれ代表が加わる。

## 2 - 2 化学物質の安全性確保のための IFCS 優先行動勧告 2000 ~ の骨格

### [ 趣旨 ]

この勧告は、各国政府に対する優先行動目標である。またこれに従って、国際機関は必要な手段を開発し、産業界は自身の責任の範囲を明らかにする。

### [ 全般的事項 ]

- ・ 政府間の協力、特に地域内における政府間協力の促進。国際機関同士の活動調整の改善。
- ・ 全当事者の積極的参加と社会の知る権利の重視
- ・ 途上国に対する教育、訓練、情報伝達、キャパシティ構築、技術支援、技術移転の促進。中核となる技術者及び政策立案者の育成。
- ・ 化学物質規制と汚染規制の包括化と予防的アプローチの適用。安全な代替品の使用推進等から成るリスク削減検討。
- ・ 職域の安全性。弱者（妊娠可能な女性、小児、患者、高齢者など）保護の重視。産業界・政府との情報推進役パブリックNGOの重要性。
- ・ 途上国への技術・財政支援並びに技術移転の重要性認識。そのための2国間及び多国間支援の調整強化。

### [ プログラム領域A：化学物質リスクの国際評価の充実と加速化 ]

#### (1) 国際的に統一されたリスク評価方法の実現。

2004年までに、IPCS及びIOMC参加国際機関の努力によって、専門用語、発癌性、生殖発生毒性に係る評価方法の共通原則が勧告されること。可能であれば、免疫毒性、内分泌かく乱作用、生態毒性の評価方法についても実施され

ること。

- (2) 国際統一リスク評価手法に従うハザード評価の実施と開示、並びに実験動物の使用を少なくする代替試験法の開発と標準化。

産業界のイニシアチブによって、新たに1000物質のハザード評価が2004年までに実施され、速やかに結果が開示されること。

人や生態系への悪影響の種差や地域差の推測。

途上国間の協力によって、その地域に特有な暴露データなどヒト健康及び環境影響に係るデータを集積し評価を行うこと。

- (3) 市場の全化学物質、特に暴露可能性の高い物質に係るハザード情報の開示。

IFCS 常任委員会ではフォーラム IV に向け、以下についての新たな優先行動目標を設定すること：

- ・ データ整備と評価における産業界の役割
- ・ 産業界及び政府が試験結果とハザード及びリスクの程度についての情報開示に果たす役割
- ・ 動物試験の削減と信頼性のある代替法への移行
- ・ 最短期間で必要なデータが開示されるようにするための方法

#### [ プログラム領域 B : 化学物質の分類・表示の調和 ]

- (1) 地球規模化学物質分類・表示システム - 分類基準、表示システム、MSDS 指針 - の推進。

- ・ 地球規模化学物質分類・表示システムの全てが、フォーラム IV に先だって、国連経済社会理事会によって採択されること
- ・ 本システムの実施に必要なガイダンス等が、フォーラム IV に先だって、関係者によって利用可能であること。
- ・ 各国とも、2008 年までの完全実施を目指して、本システムを積極的に早期に導入すること。
- ・ 各国とも、自国の能力に照らし、本システムの開発を考慮して、自国の既存分類・表示システムを改正、若しくは化学物質法規制を施行すること。

#### [ プログラム領域 C : 有害化学物質とリスクについての情報交換 ]

- (1) 情報交換システムの確立。全当事者に必要な情報が必要な言語 + いずれかの国連公用語で伝達される仕組の普及。

IOMC 参加機関による途上国規制当局者のインターネット使用とトレーニングのための資金調達手配。  
上記の行動計画への反映と全当事者からの入力。  
全当事者間の情報交換に係る障壁を除く対策の実施。

2005年までに各地域で5ヶ国以上において、また2010年までに大部分の国において、有害化学物質の情報交換システムが完全稼働していること。

(2) ロッテルダム条約（PIC：有害化学物質に係る事前通報制度）

全ての国が、ロッテルダム条約の早期発効に向けて、望ましくはフォーラム IV までに、積極的に本条約を批准・同意すること。各国が条約を速やかに実施するための必要な手続きが実行に移されるよう、あらゆる努力が払われなければならない。

(3) 有害物質の安全性情報提供メカニズムの確立。産業界からの化学物質生産に係るハザード情報の住民への周知。

2004年までに、大部分の国において、流通する有害化学物質には最低限入手しやすく読みやすく理解しやすい様式(1990年ILO化学物質条約における手続きを参照)による信頼性のある安全性情報の添付を必須とする手続きが整備されていること。またその際には、地球規模化学物質分類・表示システムを考慮に入れること。

なお健康や安全性の確保に不可欠な情報は秘密制限の対象外であることを保証する必要性がある。

[ プログラム領域D：リスク削減計画 ]

(1) 包括的な有害生物及び伝染病媒介物対策。

2004年までに、大部分の国において、包括的な有害生物及び伝染病媒介物対策が実施されていること。

(2) 使われなくなった農薬やPCB等の有害化学物質の安全な廃棄処理と今後の蓄積防止。

2004年までに、IOMC参加機関によって、全地域を対象にした必要な行動計画が確立されていること、及び各地域で2ヶ国以上において、廃棄処理計画が実行に移されていること。

(3) 残留性及び生物濃縮性有害物質

POPs (残留性有機汚染物質) 条約に係る作業を、下記の事項の年内合意に向けて、継続すること：

- 1 2001年5月ストックホルムで開催予定の全権会議で本条約を採択すること
- 2 早期発効、望ましくは2004年までの発効に向け、本条約を批准すること

IFCS 常任委員会は、各国及び地域にその他の問題物質のリスク削減対策をフォーラム IV にて提示させること。

(4) 産業事故防止及び非常事態対応システムの開発と実施。

2002年までに、70ヶ国以上において、国際原則と一致した、産業大事故防止と非常事態対応システムが実行されていること。

(5) 途上国の農業従事者の農薬中毒の防止

- ・ IFCS 常任委員会は、急性農薬中毒の問題の程度を考察し、段階的廃止を含むリスク管理及び削減のガイダンスを示し、フォーラム IV に報告すること。
- ・ 各国は、ロッテルダム条約下の既存メカニズムを用いて、PIC 事務局に、途上国の使用条件下では極めて有害となる農薬について通知すること。また PIC 事務局は進捗をフォーラム IV に報告すること。

(6) 2001年11月FAO隔年総会で農薬の流通と使用に係る実施の国際規則を改正するための作業の推進。改正規則の採択に続いて、

- ・ 各国政府が改正規則の遵守に積極的な役割を果たすこと、及び
- ・ FAO 及びその他の当事者が改正規則の実施状況の監視に積極的な役割を果たせるよう協力すること。

(7) 中毒管理情報センターシステムの確立及び強化。

まだ本センターのない国については、2002年までに30ヶ国以上において、本センターが設置されていること。既に本センターがある国においては、2002年までに70ヶ国以上において、そのシステムが強化されていること。また国内共通のデータ収集システム構築 - 例えば、中毒事例、化学物質の種類・構造・用途等による分類など - に大きな進展がみられていること。

(8) PRTR / 排出目録の役割 - 一般大衆への化学物質リスクの啓発普及のための手段、及びリスク削減促進のための効果的な環境管理手段。システムの共通項目は、物質リスト、環境中排出量の届出、発生源別及び定期的報告データ、一般大衆へのデータ開示。



2004年までに、各地域で新たに2ヶ国以上において、PRTR/排出目録が整備されていること。本システムをもたない国においては、全当事者参加によるシステム開発の開始を検討すること。

- (9) 各国政府と産業界は、自国の規制や国際的な合意事項に照らして、一般大衆に、消費者用製品の含有化学物質の開示を行い、消費者に選択権を与えることを検討すること。

[ プログラム領域 E : 化学物質管理能力の強化 ]

- (1) 化学物質適正管理のためのナショナルプロフィールの整備と優先行動計画の策定。

2002年までに、大部分の国において、全当事者の参画でナショナルプロフィールが整備されていること。また全ての国に、適切なコンタクトポイント(IFCSフォーカルポイント)が置かれていること。

- (2) 全当事者の参画とナショナルプロフィールに基づく、次の事項を含む行動計画の策定と改正：

- ・効果的な法制度と政策の整備
- ・啓発普及のための教育プログラム等の実施
- ・リスク削減・リスク管理に係る能力構築
- ・組織的なメカニズムとプログラムの強化
- ・国内情報交換システム、ネットワーク、インターネット接続の強化

有害化学物質リスク回避のための安全かつ健全な技術の開発利用と行動計画への反映。産業界のリスク削減実施への参画義務。

- ・リスク削減プログラムの範囲は、国内に留まらず、地域全体及び国際的な問題にも及ぶこと。
- ・2005年までに、大部分の国と地域において、目的・優先事項・戦略から成る国家政策、及び化学物質管理の改善の達成目標から成る行動計画が整備されていること。

- (3) 化学物質適正管理の能力構築を含む、被支援国による優先事項の明確化。環境の視点を考慮した農業支援等貧困対策。支援国及び組織による政治的及び技術的レベルでの支援強化。

- ・OECD加盟国、その他IFCS参加国、NPOs等が直ちに協力して、化学物質適正管理のための十分な財政資源と技術支援の活性化に務めること。
- ・IFCS常任委員会は、各国への支援の状況をレビューし、フォーラムIVに報告すること。

可能な限り被支援国の要望に基づき、様々な分野の活動を包括した能力強化支援の促進。

- (4) 化学物質の適正管理に係る各種能力構築活動の情報入手促進。化学物質管理能力強化のためのより多くの支援の必要性を啓発する努力。

2003年までに、IFCSの枠組内にて、化学物質適正管理の能力構築に係る情報交換ネットワークが開発されること。開発には、各国、国際機関、産業界、労働組合、一般消費者団体及び学界の参加が求められること。

[ プログラム領域 F : 有害危険物の違法国際流通の防止 ]

- (1) IOMC 参加機関による、違法流通に係るワーキンググループの設置。本グループはIOMC 内で進行中の活動を主体とし、有害物質の違法流通を評価し、違法流通を発見及び防止する手段の見直しを行い、如何にして国際警察等その他の国際機関が行う活動と発展協力していくか勧告を行うものとする。この評価と勧告はフォーラム IV で検討されること。また下記についての中途経過が常任委員会に報告されること：
- 1 各国の法制度
  - 2 違法輸入の発見能力
  - 3 途上国への技術支援のリソースと実施メカニズム
  - 4 国際的、地域的、準地域的及び国内の各レベルにおける違法流通の程度と影響の評価
  - 5 全当事者間の調整・協力の程度
  - 6 化学物質管理に係る国際条約及び国内法を、化学物質の国境を超えた移動に、如何により効果的に適用することができるか。
- (2) 各国政府は違法流通の防止、発見、規制についての国家戦略を練ること。その戦略には、情報システムの改善によって、法規制の強化や、税関や各規制当局が化学物質の違法輸出を規制・防止する能力の構築が含まれる。特にロッテルダム条約第13条1に沿って、世界税関機構の各国により、PICs や POPs のような特定化学物質に統一規則や環境上の基準を適用することによって行われる対策を、各国が支持すること。

## 2 - 3 IFCS / フォーラム III のその他のトピックス

### (1) 化学物質適正管理のための情報交換の障壁（領域C）

化学物質管理に携わる全世界の政府担当者が、1～2年以内に、インターネットが使用できるようにするための地球規的な努力及び当該担当者がインターネットを有効利用するためのトレーニングを支援すること。

### (2) 化学品生産に係る決定のための情報交換（領域C）

先進国が、途上国に、新工場を設計及び建設する際、化学品製造に関する健康問題及び環境リスクを最小化するための“Best Practices”について、情報を提供するメカニズムを検討すること。

### (3) 有害危険物の違法な国際流通（領域F）

プログラム領域Fによる毒物及び危険物の違法な国際流通の防止を達成するために、行動計画（Ad-hocWGを設置し各種アセスメントを行う等）を提示し、政府、NGOs及びIGOsに、当該行動計画に適宜協力するように呼びかけること。

### (4) 化学物質適正管理のためのキャパシティビルディングネットワーク（領域E）

各国政府等の組織にPOCを設置し、またそれらを取りまとめる事務局機能を有するCCNを適当な機関におき、プロジェクトインベトリーやナショナルプロファイルなど、当該各種ネットワークサービスを提供していくこと。

### (5) 化学物質に関する政治的レベルでの啓発活動（領域E）

化学物質管理に係る援助国と被援助国との間において、IFCSの枠組みを介した高い政治レベルでの関与を模索すること。またその中で、パブリックNGOsの役割を支援する方法を模索すること。

### (6) 排出目録（PRTR）（領域D）

途上国がPRTRを開発する必要性を検討し、各国政府が規制の設置や政策決定にPRTRの情報を活用する方法を明かにする。PRTR制度を普及させるために国際

機関が取り組むべき課題について言及し、さらに産業界と一般消費者が自国の化学物質管理の改善にPRTR制度を取入れる方法について考慮すること。

#### (7) 化学物質の分類及び表示のグローバルハーモナイゼーション（領域B）

当該制度は、1～2年後を目途に最終化される予定であること。数力国において、当該制度のパイロットスタディを実施する予定であること。

#### (8) IFCSの組織及び事業内容（TOR）

IFCSの事業内容、地域の役割、ビューロー（議長、副議長）の責務、ナショナルフォーカルポイントの指針、常任委員会(FSC)の事業内容について改正が行われること。会期間会合の廃止に伴い、FSCの機能が強化され、また地域会合の役割が増大すること。

### 2 - 4 Bahia 宣言の骨子

フォーラム III の成果は、Bahia 宣言として要約された。その内容は、優先行動勧告 2000～に基づく。

下記の優先課題の達成に向け、全当事者の参画を求める：

- 1 化学物質管理、汚染防止、持続可能な農業、クリーンなプロセス・原材料・製品に係る地球規模協力を促進すること
- 2 化学物質の安全使用、製造過程に係るリスク、環境への排出と廃棄、リスク回避手段に関する情報交換を推進すること
- 3 全ての国が、政策や法律、インフラによって、化学物質適正管理能力を有するようにすること
- 4 化学物質に係る条約や合意を批准・実施し、化学物質安全性に係る全ての組織や活動間の調整を効率的・効果的に行うこと
- 5 有害危険物の違法流通のような、国際的に協調した対応や行動が求められる、化学物質安全性の問題を解決するリソースを確保すること
- 6 一般社会が環境中の化学物質について知る権利及び自身に影響を及ぼす化学物質安全性についての決定に参加する権利を認識し、化学物質安全性に係る情報入手、知識及び技能開発を高めること

アジェンダ 21 第 19 章の目的達成には、まだ多くのことが残されていることの背景

- 1 多くの国で化学物質安全性のための基本インフラ整備 - 国内調整メカニズムの形成、ナショナルプロファイルの整備、行動計画の実施等 - が遅れていること。

- 2 世界の多くの地域において、化学物質安全性に係る基準が、ヒト健康及び環境を十分保護できる水準に達していないこと。
- 3 世界中に残存する使われなくなった大量の農薬や有害化学物質を適切に管理・廃棄するのに、これまで十分な国際リソースが活用されなかったこと、また各国にも十分なリソースが存在しないこと。
- 4 化学物質の国際評価が、1994年フォーラム I で勧告された目標数に達しなかったこと。

目標達成のため、フォーラム III 参加国及び組織に求められる宣誓

- 1 お互いが協力して作業し、それぞれ相手側が目標達成に貢献しなければならないことを認識し合うこと。
- 2 あらゆるレベルにおける協力・調整を重視し、各自の問題と経験の共有、またリソースの共同出資を通じた共働の仕方を探ること。
- 3 化学物質安全性の問題の画期的な解決策を見だし、それを積極的に追求すること。
- 4 フォーラム III で定められた優先行動と達成目標に係る作業を可能にするために、リソースの積極的な調達と活用を確保する方法を探ること。
- 5 交渉中あるいはまだ実施に移されていない、化学物質安全性に係る国際条約・合意の早期発効を促進すること。

優先行動計画の概要（達成目標順）

2001年までに：

- ・ POPs 条約の採択

2002年までに：

- ・ 大部分の国で、化学物質適正管理に係るナショナルプロフィールが整備され、国内調整が保証され、IFCS フォーカルポイントが指名されていること
- ・ 70ヶ国以上で、産業事故防止システム及び非常事態対応システムが実施されていること
- ・ 70ヶ国以上において、既存の中毒管理情報センターシステムが強化されていること、また、本システムがまだ存在しない国については、30ヶ国以上で新たに設置されること。

2003年フォーラム IV までに：

- ・ ロッテルダム条約の発効
- ・ 化学物質の分類・表示に係る地球規模調和システム（GHS）の採択
- ・ 化学物質適正管理の能力構築に係る効果的な情報交換ネットワークの稼働
- ・ フォーラムは有害物質の違法流通の防止に係る勧告を考慮し、各国はそれぞれ国家戦略を策定していること
- ・ 急性毒性のある農薬や極めて有害な農薬の問題、並びに適正管理のオプションの勧告について、報告書が準備されること
- ・ 全ての国がその他の問題物質に対して行った対策について報告していること

2004 年までに：

- ・免疫毒性、内分泌かく乱作用及び生態毒性に係る統一されたりスク評価手法についての勧告がなされていること。
- ・新たに 1000 物質のハザード評価が完了し、速やかにその結果が開示されていること
- ・大部分の国において、有害物質に適切かつ信頼性のある安全性情報の添付を必須とする手続きが実施されていること
- ・大部分の国において、包括的な有害生物及び伝染病媒介物対策が実施されていること
- ・大部分の国において、使われなくなった農薬及び有害物質の安全管理に係る行動計画が整備されており、各地域 2 ヶ国以上にて、行動計画が実施に移されていること
- ・2001 年の採択に続いて、POPs 条約が発効していること
- ・各地域新たに 2 ヶ国以上にて、PRTR / 排出目録が整備されていること

2005 年までに：

- ・各地域 5 ヶ国以上にて、有害化学物質に係る情報交換システムが整備されていること
- ・大部分の国で、化学物質管理の改善のための各種政策と達成目標が整備されていること

フォーラム V 以降（2005 年又は 2006 年頃）

- ・GHS が完全実施されていること
- ・各地域大部分の国において、有害化学物質に係る情報交換システムが完全実施されていること

## 2 - 5 副議長の地域における役割と責務

日本は、フォーラム IV までの会期、副議長 / アジア太平洋地域代表として、以下の責務を担う。

- ・ 地域において IFCS を積極的に推進する。
- ・ 地域内の各国政府、関係 NGOs その他に、IFCS に係る情報を伝達する。
- ・ 準地域的な組織を支持する。
- ・ 地域全体に横断的に接触を図り、それぞれ異なるセクターの多様な役割と責務の理解を普及させる。
- ・ フォーラムで言及された事項に関して、地域内の各国及び参加組織からの意見を取りまとめる。
- ・ フォーラム、フォーラム常任委員会及びその他の会合において、地域としての見解を提示する。
- ・ 地域会合を開催する、また適宜、準地域会合の開催を支持する。その際には、NGOs や IGOs を含む幅広い参加を認めること。開催は、フォーラム会期間、及び適宜、フォーラム会合開催中に行う。
- ・ フォーラムオフィサー及び常任委員会メンバーの選出について、地域内を取りまとめる。
- ・ 各種アドホックワーキンググループ、調整グループ及び委員会への地域からの代表者の推薦・指名を取りまとめる。その際には、地域的な均衡を図ること。
- ・ 地域内各国のフォーカルポイントと密に連絡を取りながら作業を進める。

### 3 アジア太平洋地域代表としてのフォーラム IV に向けた方針と挑戦

#### (1) 国内体制の整備（案）

##### 1-1 関係省庁等

厚生省他関係省庁及び関係機関  
産業界及び消費者 NGO（適宜）

##### 1-2 IFCS 調整連絡会議

既に IFCS 連絡会議を開催しているが、新たに厚生省他関係省庁及び関係機関のメンバーによる IFCS 調整連絡会議を組織する。本組織では、対処方針の調整ととりまとめ、その他 IFCS 関連事項の検討、及び必要な決定と意見交換を行う。また定期的に、進捗やニュースを開示する。また 2-2 の会合の開催など、適宜、産業界及び消費者 NGO から、この会議に参加してもらう。

#### (2) 地域運営体制の整備（案）

##### 2-1 アジア太平洋地域 Steering Group の設置

構成は、日本（座長）、中国、イラン、タイ（フォーラム IV 開催国）、韓国（前副議長）、PNG の 6 ヶ国。さらに、同地域を代表するパブリック NGOs を加える。

会議手段は、電子メールや電話会議による意見交換を主体とする。必要に応じて、face-to-face 会合を開く。

本 Group では、特に、フォーラム IV(2003 年)までに達成しなければいけない事項について、共同して、地域方針の調整を行う他、進捗モニタリングを踏まえた特別な施策を検討する。

##### 2-2 アジア太平洋地域全体会合 / テーマ別ミニ会合の開催

フォーラム IV(2003 年)までに、少なくとも 1 回、可能であれば 2 回、地域全体会合を開催する。なおテーマ別ミニ会合は、そのテーマの主体となる省庁を中心に適宜開催する。

#### (3) IFCS 優先行動勧告 2000～に対する方針（案）

##### 3-1 各国の優先事項を考慮した目標設定

2000 年 8 月アジア太平洋地域会合で行われた参加各国の優先事項のアンケートの結果は、多い順に、以下の通りであった：

- ・ 情報交換システム
- ・ キャパシティビルディング
- ・ 啓発普及活動
- ・ ナショナルプロファイル
- ・ リスク評価と手法
- ・ 法規制の整備
- ・ 中毒管理センターシステム



まずこれらについて、副議長国としてどういう調整と貢献ができるかを提示する（1 - 3を参照）

### 3-2 各プログラム領域毎の勧告目標の達成に向けた戦略（案）

IFCS では、Simple Indicators of Progress を用いた調査を行っており、その結果はフォーラム III にて明かになっている。これをもとに、各国の水準を考慮した、アジア太平洋地域の目標設定を行う。

具体的には、まず副議長国として、各テーマごとにどのような計画 / TOR が立てられるか（国内整備、対外支援又は支援要請）を明かにし、概要を地域に提示する（下記に例を示す）。各国は、これをモデルにして、同様にそれぞれの計画をまとめ、任意に情報を提出してもらう。これら进行分析し、マッチングを行い、ノウハウの支援 / 要請、相互交換等の協力が可能なパートナーの組み合わせを模索し、いくつかの小グループを構成し、各グループ全体としての底上げを狙う。

各グループには、フォーラム IV（2003年）までの3年間のTORを用意し、現実的かつ冒険的な期待される成果を測定できる指標にて提示する。進捗評価は半年毎に行い、グループ報告書としてまとめてもらうことで、モニタリングを行う。

例）

#### A1 リスク評価の調和

IPCS / OECD のハザード・リスク評価に対する専門的な貢献と成果の受入普及（対国際機関）

#### A2 新たな 1000 物質のハザード評価

SIAR 合同レビューによる産業界へのノウハウ指導と産業界データの活用、及び途上国へのノウハウ提供（対国内産業界、及び対他国）

#### A3 有害性データの提供

GINC データベースの構築継続（国内及び対他国）、化学物質の評価概要と評価基準の開示検討、QSAR 採用の検討、各種施策の提示等（国内）

#### B1 分類と表示の調和

IOMC 国際機関との協力と成果の受入と普及（国内、及び対他国）

#### C1 情報交換と調整

GINC 計画とパートナーシップの推進、及びノウハウ提供（対他国）

#### C2 ロッテルダム条約の実施（PIC）

啓発とノウハウ提供（国内、及び対他国）

#### C-3 安全性情報シート

啓発とノウハウ提供、GHS の採用（国内、及び対他国）

#### D-1 包括的害虫及び伝染病媒介物対策

ノウハウ提供（対他国）

#### D-2 使われなくなった化学物質

国際機関の調査研究と技術開発（国内）、及びノウハウ提供（対他国）

#### D-3 POPs 条約

法規制等の枠組み検討（国内）、及び国際協力（対他国）

#### D-4 化学品事故の未然防止

各国の実態調査と情報収集及びノウハウ提供（対他国）

#### D-5 農薬リスク管理

毒性情報・評価ノウハウの提供（対他国）

#### D-6 農薬の流通と使用に係る実施の国際規則

改正採択の受入と調整・啓発（対国際機関、及び国内）

#### D-7 中毒管理情報センターシステム

中毒管理情報センターの設置とノウハウ提供、並びにセンターネットワークの構築による地域内情報収集還元体制の整備（対他国）

#### D-8 PRTR / 排出目録

算定法開発（対国際機関）、届出方法及びデータベースの整備並びに消費者監視や企業の管理改善（国内）、ノウハウ提供並びにアジア太平洋地域排出目録の作成（対他国）

#### D-9 消費者用製品の含有化学物質の開示

各種表示のあり方の見直し検討、啓発（国内、対産業界、対消費者）

#### E-1 国内 CP、国内調整体制、及びナショナルプロファイル

ノウハウ、すなわち GINC パートナースHIPによる国内・国外情報交換体制の支援（対他国）、ナショナルプロファイルの国内整備（国内）、作成ノウハウ提供とアジア太平洋地域プロファイルの作成計画（対他国）

#### E-2 行動計画

国内行動計画の整備（国内）と作成ノウハウ提供（対地域）

#### E-3 2 及び多国間による財政・技術支援の活性化

CBN（キャパシティビルディングネットワーク）構築、被支援国優先事項の明確化とマッチングの実施（対他国）

#### E-4 CBN の開発

各種サービス目録の整備と普及、GINC ネットワークの応用（対他国）

#### F-1 違法流通実態の評価

国内事例報告、評価分析手法と解決戦略の提示（国内、及び対他国）

#### F-2 違法流通防止の戦略

関係条約批准、既存情報ネットワークの応用可能性と戦略案の提示（国内、及び対他国）

(4) フォーラム IV(2003 年)までを目標に設定された優先行動事項への取組(案) フォーラム IV までを目標に設定された行動計画は、下記の通り(2 - 4 Bahia 宣言より再掲)：

2001年までに：

- ・D-3 POPs条約の採択

2002年までに：

- ・E-1 大部分の国で、化学物質適正管理に係るナショナルプロフィールが整備され、国内調整が保証され、IFCSフォーカルポイントが指名されていること
- ・D-4 70ヶ国以上で、産業事故防止システム及び非常事態対応システムが実施されていること
- ・D-7 70ヶ国以上において、既存の中毒管理情報センターシステムが強化されていること、また、本システムがまだ存在しない国については、30ヶ国以上で新たに設置されること。

2003年フォーラムIVまでに：

- ・C-2 ロッテルダム条約の発効
- ・B-1 化学物質の分類・表示に係る地球規模調和システム（GHS）の採択
- ・E-4 化学物質適正管理の能力構築に係る効果的な情報交換ネットワークの稼働
- ・F-2 フォーラムは有害物質の違法流通の防止に係る勧告を考慮し、各国はそれぞれ国家戦略を策定していること
- ・D-5 急性毒性のある農薬や極めて有害な農薬の問題、並びに適正管理のオプションの勧告について、報告書が準備されること
- ・D-3 全ての国がその他の問題物質に対して行った対策について報告していること

上記については、下記の方針で望むものとする：

- 1 下線を引いた、D-7、E-1、E-4の3項目については、地域の優先事項と重なることから、最重点TORを作成して施策を検討する。各国とも未実施である場合は、最重点行動事項として望む。
- 2 上記の全項目については、定期的に（半年ごとに）調査を行い、進捗のモニタリングを行う。進展がみられない事項は早めに特定し、特別な施策を検討する。